

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会
ユニバーサルサービスWG(第3回)ヒアリング資料

ユニバーサルサービスについて

KDDI株式会社
2024年3月6日

通信におけるユニバーサルサービスの政策目的

ユニバーサルサービスの政策目的(1/2)

国民生活に不可欠なサービスの 適切、公平かつ安定的な提供の確保

適切

誰もが利用可能な低廉な料金で一定の品質水準で提供

公平

誰もが同等の条件で利用可能
(地域間格差の解消)

安定的な
提供

提供事業者の財務的基盤や技術力により実現される
役務提供の安定性

ユニバーサルサービスの政策目的(2/2)

競争を通じて整備・維持ができないエリアにおける 役務提供の担保

① 公共の利益のための特別な責務 → NTT法第3条

- ・ あまねく義務・撤退禁止を担保

② 交付金制度 → 電気通信事業法

- ・ 事業継続を関係する多くの事業者で支える補填の仕組み

※電話は①、②で担保、ブロードバンドは②のみ

ユニバーサルサービスの対象役務

国民生活に不可欠な役務



固定地点(世帯)における
最低限の通信手段(ナショナル・ミニマム)を確保するもの

この考え方は日本を含め主要国の殆どで採用

海外のユニバーサルサービス

海外主要国でも**モバイル**そのものを
ユニバーサルサービスとして位置付けている例は**殆どない**
ブロードバンドユニバーサルサービスの**最終保障を**
事業者に課していないのは**日本のみ**

- 欧米、韓国、オーストラリアなどの主要国のユニバーサルサービスは、固定地点（世帯）における音声とブロードバンドが対象。
 - 欧州では、ブロードバンドの高速化の遅れから、依然として音声（固定電話）のみとする国も多い。
- 全般的に、音声・ブロードバンドともに固定回線を基本とし、ルーラル地域は例外的に固定無線等を活用する傾向。

海外のユニバーサルサービス

| | 日本 | 米国 | 英国 | フランス | ドイツ | スペイン | フィンランド | 韓国 | 豪 |
|--------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|------------------------|------------------|
| ブロードバンド・電話 ユニバーサル サービス 提供単位 | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) | 固定地点 (世帯) |
| ブロードバンド ユニバーサル サービス | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり |
| 提供技術の 指定 | FTTH、HFC、 ローカル5G、 地域BWA | なし 技術中立性 | なし 技術中立性 ※1 | なし 技術中立性 | なし 技術中立性 | なし 技術中立性 | なし 技術中立性 | 有線 (島しょ地域 等は無線可) | 有線 固定無線 衛星 |
| 固定BB 主要技術 | 光ファイバ | CATV | DSL | 光ファイバ | DSL | 光ファイバ | モバイル※2 | 光ファイバ | DSL |
| 光整備率 | 99.8% | 43.5% | 27.7% | 68.8% | 16.2% | 90.9% | 41.2% | 100.0% | 25.3% |
| 電話ユニバーサ ルサービス | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり |
| 電話 提供義務のある 事業者※3 | NTT東西 | 州(またはFCC) が指定する適格 電気通信事業者 | BT, KCOM | Orange | DT | Telefonica | Telia, Elisa, DNA | KT | Telstra |
| ブロードバンド 提供義務のある 事業者※3 | なし | | | | | | | | NBN Co |

※1: 英国のBTは、モバイル網(LTE)によるFWAが品質要件を満たすため、FWAでカバーされる世帯はユニバーサルサービス制度の枠外で対応する方針。

※2: フィンランドは、携帯電話のみ保有世帯割合が約8割(2011年3月時点)という特殊事情に起因する。

※3: 電話・ブロードバンド提供義務のある事業者は、日本・欧州・豪は新旧国営事業者(ただし、KCOMは自治体経営。Elisaはヘルシンキ電話協会が前身等)。

米国には、インカンバント事業者(AT&T等)が含まれる。

出典: 固定BB主要技術及び光整備率については、日本は総務省(2023年3月末)、日本以外は、Omdia(2022年)

電話のユニバーサルサービスについて

電話のユニバーサルサービスの現状(1/3)

電話のユニバーサルサービスは以下の設備・役務で確保

役務

加入電話

光IP電話

ワイヤレス固定電話

設備

メタル

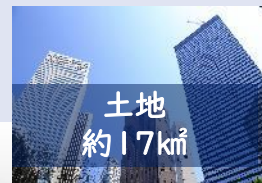
光ファイバ

基地局

線路敷設基盤

公社から承継した全国の土地・局舎、電柱、管路等

NTT東・西の「特別な資産」



電話のユニバーサルサービスの現状(2/3)

線路敷設基盤はNTTが継承・独占的に維持管理
NTT東西のメタル回線シェアは100%、光ファイバのシェアは74%

役務

加入電話

光IP電話

ワイヤレス固定電話

設備

シェア100%

メタル

シェア74%

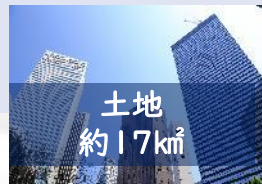
光ファイバ

基地局

線路敷設基盤

公社から承継した全国の土地・局舎、電柱、管路等

NTT東・西の「特別な資産」



電話のユニバーサルサービスの現状(3/3)

加入電話は約1,500万回線、光IP電話約4,500万回線
電話は今なお6,000万の規模でニーズがある



電話の責務の必要性

NTT法(第2条、第3条他)により「自己設置による地域通信の提供義務」、
「あまねく電話提供義務」が規定

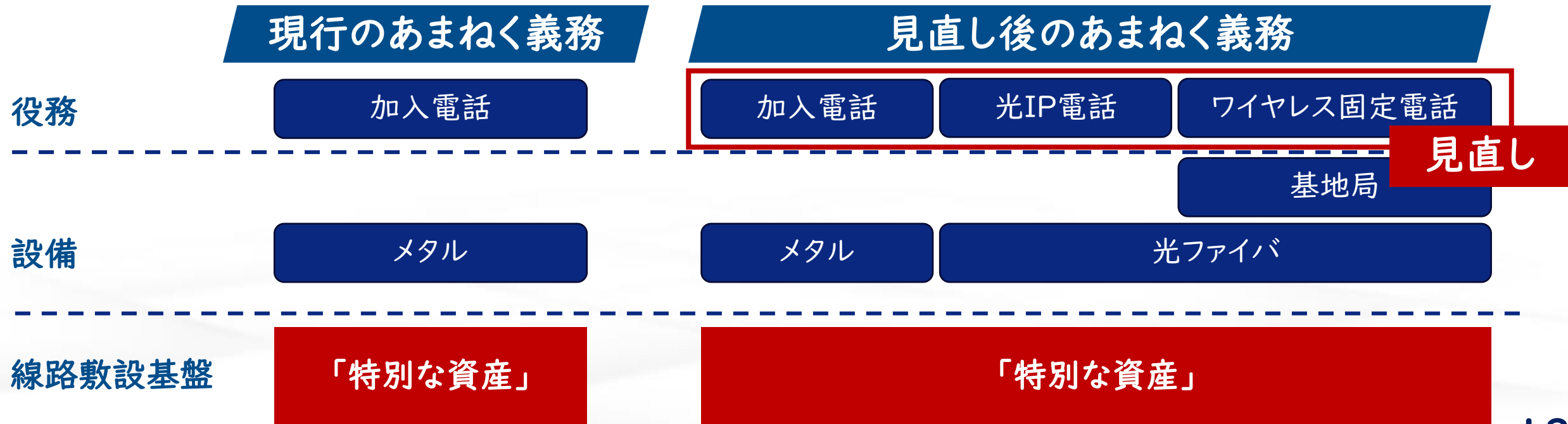
これらの規定がなくなると国民のコンセンサスもないまま
電話サービスの最終的な提供が受けられなくなるおそれ



赤字エリアからの撤退により地方が切り捨てられるおそれ

時代にあわせた電話の責務の考え方

NTT法第3条の「あまねく電話の提供義務」について
メタルの加入電話を前提とし続けるのではなく、**技術中立的に見直し**
メタルに加えて光ファイバも含めた責務として
「特別な資産」を有するNTTが公共的な役割を引き続き担うべき



ブロードバンドユニバーサルサービスについて

ブロードバンドユニバーサルサービスに関する基本的考え

国民生活に不可欠なテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を
日本全国で継続的・安定的な提供が必要

そのために**固定ブロードバンド(光ファイバ)**が不可欠

出典:「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申」より要旨抜粋

加えて、光ファイバ整備によって条件不利地域の放送インフラも代替可能



固定ブロードバンドサービスに必要な設備の確保

デジタル田園都市国家構想においては
2027年度末までに光の全国世帯カバー率99.9%が目標
ユニバーサルサービス制度の検討を行う上での大前提



光ファイバが整備されないエリアの対応

光ファイバの整備が困難な0.1%のエリア(条件不利地域)は
固定ブロードバンドを技術中立的にカバーする必要あり

固定無線



モバイル



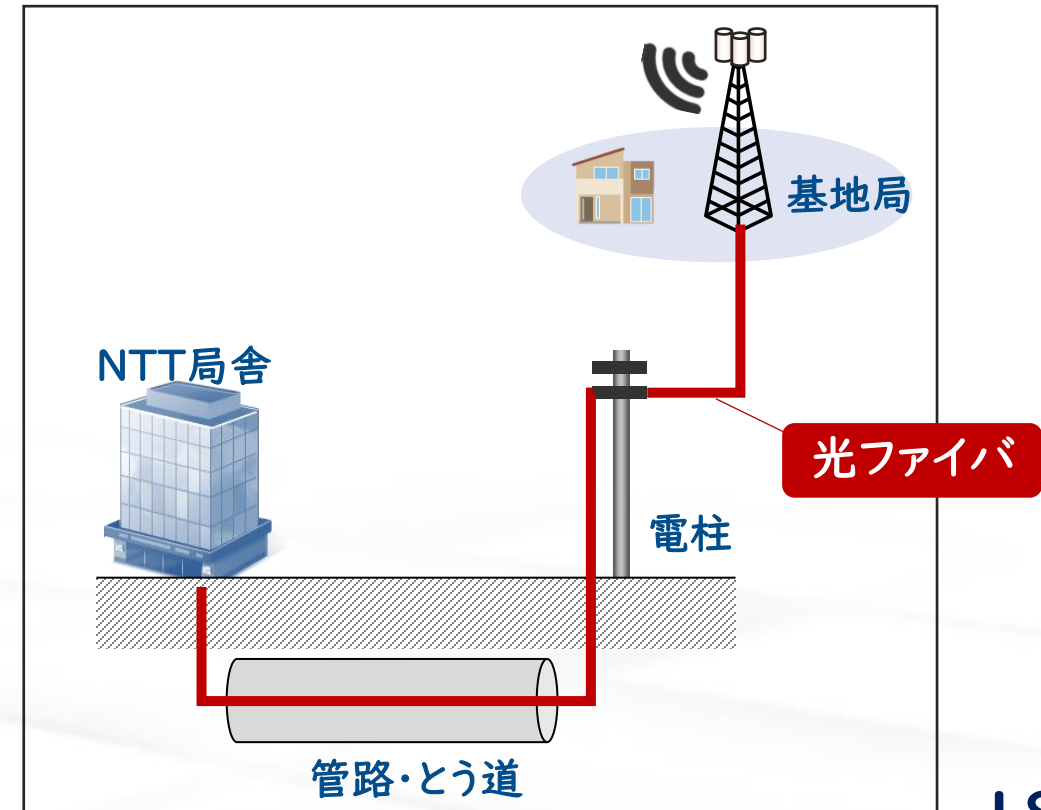
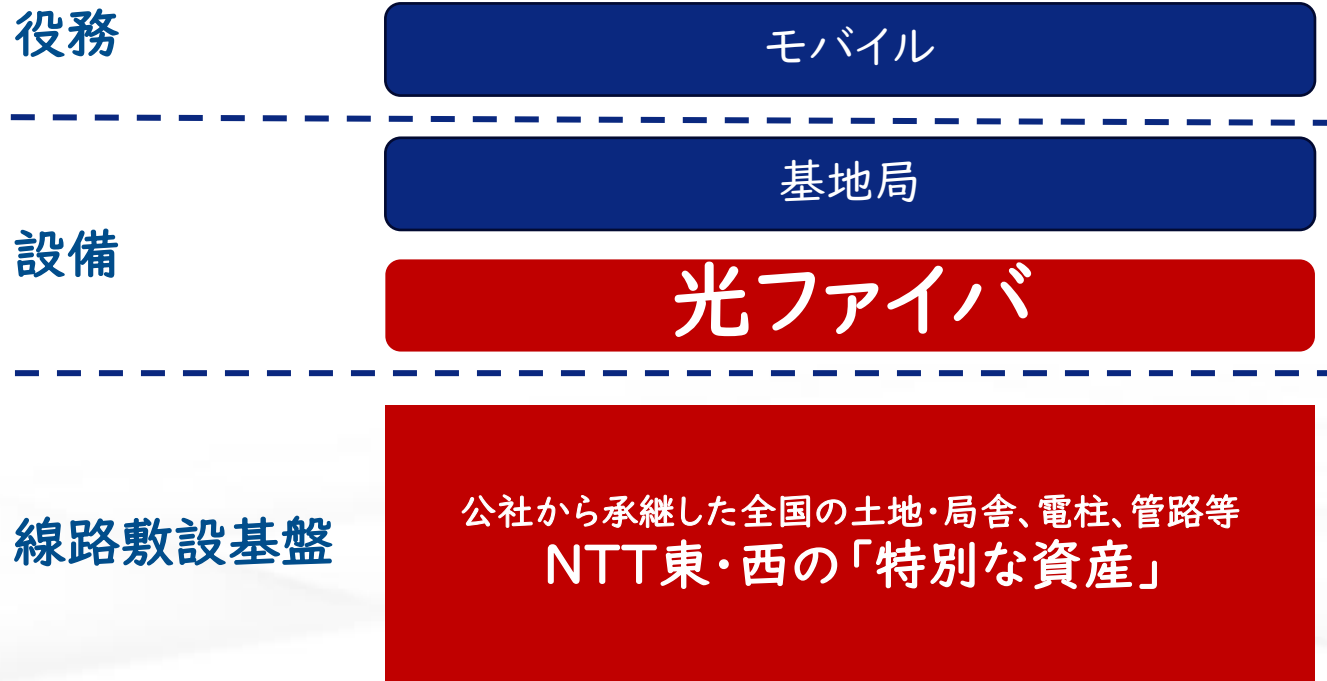
衛星



「特別な資産」を有するNTTが光ファイバの最終責務を持つことを前提に、
MNOとしても無線によるエリアカバーで役割を担う

無線に関する留意事項

無線は光ファイバを代替するものではない
モバイル網は「特別な資産」を有するNTT東西の光ファイバに依存



時代にあわせたユニバーサルサービス責務の見直し

公共の利益のための特別な使命を担う特殊会社であり
「特別な資産」の上で全国レベルでの光ファイバを展開可能な
NTTに対するNTT法上の責務



固定ブロードバンドの
ラストリゾート責務（撤退禁止など）を課す必要

NTT法第3条強化

(参考) モバイルユニバーサルサービスに対する懸念点

法的・制度運用観点から実現は困難

| NTTの提案 | 懸念点 |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電話・ブロードバンドともにユニバーサルサービス提供義務をMNOに課し、赤字全額を補填 | <ul style="list-style-type: none">・ 民間の競争でサービス提供しているモバイルに対する規制はユニバーサルサービスの政策目的(競争補完)に反する・ エリア毎にモザイク状に複数指定事業者が存在した場合、複雑な制度運用となりかねない |
| NTT以外の事業者の退出規制 | <ul style="list-style-type: none">・ 条件不利地域等の限られたエリアで事業を行う事業者に、ユニバーサルサービス制度の最終提供責務を課すことは、経営規模の観点から安定的な役務提供に懸念 |
| 未光化エリアにおけるNTT以外の事業者の設備提供義務 | <ul style="list-style-type: none">・ 特殊会社ではない民間企業の事業の譲渡・撤退など経営の自由を奪うことになる・ 未光化エリアに対するエリア整備もNTT東西が適格性を有する(局舎・電柱・管路は全世帯をカバーするため全国津々浦々に点在) |

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030



APPENDIX

デジタル田園都市国家構想と光ファイバ整備

今後のユニバーサルサービス設計に当たっては
政府目標の光ファイバ世帯カバー率99.9%を前提とすべき

【光ファイバ】

引き続き、条件不利地域における整備促進によって地域間の整備状況の格差縮小を図り、全国の世帯カバー率を2027年度末までに99.9%（未整備世帯約5万世帯）とすることを目指す。くわえて、地方公共団体の意向等も踏まえ、更なる前倒しを追求する。また、未整備世帯約5万世帯についても、光ファイバを必要とする全地域の整備を目指す。

出典：「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」

遠隔医療における通信手段

命を預かる遠隔医療においては、電波の性質としての不安定性に懸念

遠隔医療には固定ブロードバンド(光ファイバ)が必要

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する提案募集に寄せられた意見

遠隔医療の円滑な普及・推進において、通信インフラの整備、通信費用の抑制が大きな課題となっています。山間地域を含む国民全体の健康を守るためには、オンライン診療や最先端の医療技術の普及と発展が不可欠であり、その実現には一定の通信サービスが政策的に低廉な料金で提供される必要があります。現時点において全国的に網羅的に光通信網(固定ブロードバンド)を提供し、政策的な配慮に協力できる通信事業者は、現実的にはNTTしか存在しません。

(一般社団法人 日本医学会連合)

衛星の活用

将来的に十分な音声通話品質やデータ通信速度が確保される場合は衛星を離島、山間部などで例外的に活用することは考えられるが現時点では電話や固定ブロードバンドのユニバーサルサービスと位置付けることは時期尚早



現時点で衛星活用は
固定通信の補完的位置づけ



離島



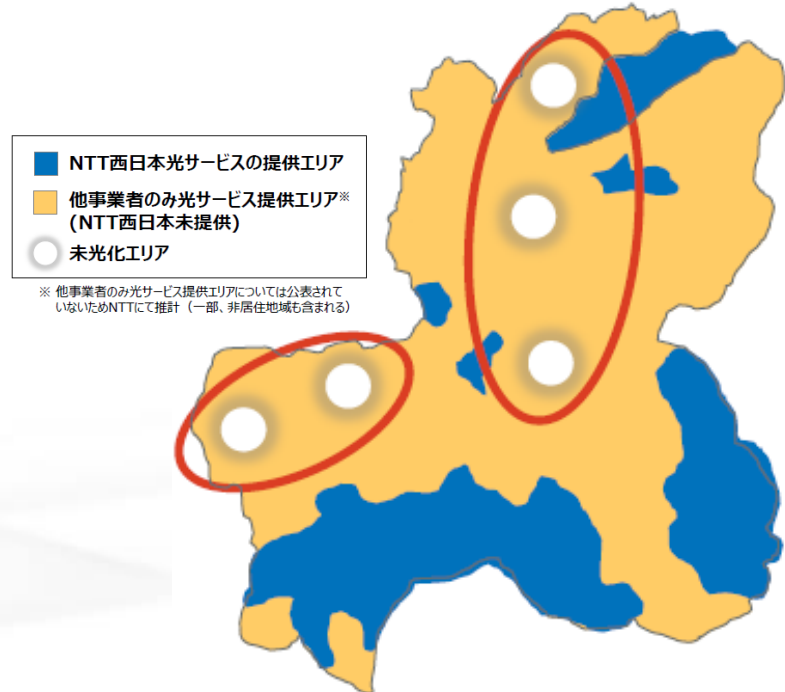
山間部

NTTが示す光の提供エリア(1/2)

NTTが前回ヒアリングで示した提供エリアは左図の青色部分
フレッツ光の提供エリアは右図の緑色部分

例えば、本巣市は左図では未提供エリアに見えるが、右図では提供エリアと表示

NTT東西が示した資料(岐阜県)



出典:ユニバーサルサービスWG(第2回)NTT説明資料より

フレッツ光提供エリア(岐阜県)



出典:NTT西日本ホームページより

NTTが示す光の提供エリア(2/2)

未光化に対する**エリア整備もNTT東西が最も適格性を有している**
(電話局は全世帯をカバーするため全国津々浦々に点在)

NTT局舎(岐阜県南部)

構成員限り

NTT東西が示す未提供エリアとNTT東西の局舎の関係

